

(趣旨)

第1条 この規則は、紀南環境広域施設組合公告式条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第3号）その他別に定めがあるものを除くほか、管理者が行う告示及び公告（以下「告示等」という。）の公示に関し必要な事項を定めるものとする。

(告示等の公示)

第2条 告示等を公示しようとするときは、公示の年月日及び管理者名を記入しなければならない。

2 告示等は、組合の事務所の掲示場に掲示して行う。

(施行期日)

第3条 告示等は、当該告示等又は法令に特別の定めがあるものを除き、公示の日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年8月1日から施行する。